

## 仕様書

- 1 件名 令和8年度練馬区災害対応クラウド型コミュニケーションサービスの利用
- 2 履行期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 練馬区地域医療担当部地域医療課（練馬区豊玉北6-12-1）

### 4 目的

区は、大規模災害発生時において、区内医療機関や関係団体との迅速かつ確実な情報連絡を実現するため、チャット機能を主とするコミュニケーションサービスを令和4年度から試験運用し、有用性を検証してきたところである。

この度、試験運用期間の終了に伴い、コミュニケーションサービスを再選定するものである。

### 5 コミュニケーションサービスの要件

- (1) チャット機能を主とするコミュニケーションサービスを原則とし、【別紙1-2】要件適合表に定める要件を満たすこと。  
※ 要件のうち非対応の項目がある場合であっても、当該項目は加点対象とならない、又は減点の対象となり、直ちに失格とするものではない。このため、すべての要件に完全に適合することは必須としないものとする。
- (2) インターネット回線から接続するクラウド型サービスであり、単なるアプリケーション提供に限らず、当該サービスの安定運用を確保するためのシステム管理、保守、障害対応および問合せサポート等を一体として提供すること。
- (3) その他サービスの仕様・セキュリティ基準等について、【別紙1-3】外部サービス選定基準を満たすこと。

### 6 サービス提供内容

- (1) サービスの提供
  - ① サービス提供者（以下、「乙」という。）は、練馬区（以下、「甲」という。）に対し、5で指定する要件を満たすクラウド型のコミュニケーションサービス（以下、「本サービス」という。）を提供する。

- ② 本サービスは、乙が直接運用管理するサービスのほか、乙が販売代理その他の関係等により提供する第三者（以下、「丙」という。）のサービスを含めるものとする。
  - ③ 本サービスの利用は、災害発生時に限らず、平常時における操作訓練や事前設定等を行えるものとする。
- (2) 利用アカウント数の上限  
甲が利用できるアカウント数の上限は、200アカウントまでとする。
  - (3) 契約方式  
1 アカウント単位の単価契約または総価契約とし、選定後の仕様調整により確定するものとする。
  - (4) 運用体制
    - ① 乙は、甲との連絡窓口を明確化し、運用体制を構築すること。
    - ② 乙は、本サービスに丙のサービスを含めて提供する場合、障害その他重大な事象が発生した場合の連絡方法等を含め、乙および丙の役割を明確にすること。
  - (5) 保守・障害対応・問合せサポート  
保守、障害対応および問合せサポートは、本サービスのアプリケーションと一体的に提供される性質上、その具体的な提供方法、運用内容、対応手順等については、乙または丙が定める利用規約、サポートポリシーその他これに類する定めに基づき提供されるものとする。
- ## 7 支払方法
- (1) 練馬区会計事務規則第57条第1項第1号により、継続（分割）支払いとする。
  - (2) 毎月の履行確認後、受託者の請求に基づき支払うものとする。
- ## 8 その他
- (1) 業務を履行するに当たり知りえた区の情報の取扱いについては、【別紙1-4】「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。
  - (2) 仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定すること。

9 担当および連絡先

所 属 練馬区地域医療担当部地域医療課管理係

担当者 小野

電 話 03-5984-4673[直通]

mail IRYOSHISETSU@city.nerima.tokyo.jp